

1 体育・部活動事務局

- (1) 体育後援会関係 (塩崎・体育部)
 (2) 会計係 (矢板 悠子)
 (3) バス配車 (白土・鈴木)

2 部活動顧問

部 活	顧 問		部 活	顧 問	
野 球	奥田翔太郎	藤沼 圭太	バレーボール	遊佐 一優	矢板 悠子
サッカー	椎名 哲平	鈴木 雄大	弓 道	小坏 卓嘉	宮川 桂子
男子バスケ	大高 翼	関 佑樹	剣 道	白土 智美	橘 乃布衣
女子バスケ	白水 誉高	加藤コーチ	ホッケー	海老澤毅志	亀田 直人
男子テニス	堀内 貴明	樫村 健吾		折本和香奈	
女子テニス	栗田 徹	横山千登勢	陸 上	梶山 雄基	尾科 恒宇
男子卓球 女子卓球	塩崎 昌史	大内 芽依	吹奏楽	梶山 朋美	梅津 圭
	大村 一貴		総合文化部	鈴木 萌衣	武田 明美

3 外部指導者について

- (1) 村体育協会外部指導者を導入している部（手続き必要有り）
 (2) 県中体連が主催する（主管）する大会での外部指導者のベンチ入りを認めている部
- ・ 県中体連各専門部連絡責任者への申請書の提出、学校としての県中体連事務局への登録、学校からのスポーツ傷害保険登録が必要です。
 - ・ バレーボール、バスケットボール（中・高の教員は除く）、サッカー、卓球、軟式野球、ソフトテニス、剣道、新体操、ホッケー

4 活動方針

- (1) 学校の教育活動として実施する。学校長の管理・監督の下に学校の施設を原則として利用し、全職員が指導にあたることとする。
- (2) 生徒と顧問教師および生徒相互の人的な触れ合いを重視し、集団の規律・協調性・礼儀作法の徹底を図ると共に、生徒一人一人の能力の開発と伸長に努める。
- (3) 顧問教師と学級担任・保護者との連絡を密にして、学級経営あるいは生徒指導上で問題を起こさないように共通理解を図る。
- (4) 活動時間は、中学生としての発達段階を考慮して、過度にならないように設定すると共に、短時間で効率的な練習方法を工夫する。
- (5) 顧問教師は、部員の事故防止に万全を期し、保護者へ確実な連絡をする。
- (6) 部活動の経費は、原則として東海中学校体育・部活動後援会費より支出する。

5 活動時間

- (1) 学校運営上支障がない限り、放課後・休日を利用して活動する。
- (2) 原則として土曜日（日曜日）・祭日の練習は、3h以内とする。連盟や協会主催の大会が土日連続して実施されるときは、他の休日に休養日を振り返る。ただし、公式大会等において、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、生徒が希望する場合、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振り替えることも可とする。
- (3) 原則として、毎週日（又は土）・月曜日、定期テスト（中間・学期末・学年末）3日前及び当日は練習停止日とする。
（※休日の月曜日が休みの場合は練習可能。ただし、上限週11時間を遵守）
- (4) 早朝練習は、実施しない。
- (5) **学校閉庁日には部活動を行わない。**
- (6) 下校時刻は次のように定める。

曜日		月	4月～ 9月	10月	11月～ 1月	2月	3月
		平日	練習終了	17:30	16:45	16:30	16:45
	完全下校	17:45	17:00	16:45	17:00	17:30	
土・休日	練習時間	8:00～17:00 の中で3時間以内					

・練習終了時刻・下校時刻の徹底を図る。

○夏休みの部活動について

20日間までを厳守する。

長期休暇の期間も部活動運営方針を遵守する。

ただし、同一大会は1回とカウントする。※シード決め大会・近郊大会など

6 確認事項

- (1) 活動中は、顧問のどちらかが、必ず指導にあたる。
- (2) 部活動計画を活動月の前月の25日までに、また実施報告を翌月の5日までに職員用ファイルサーバに入力し、HPで公開する。
- (3) 「公式戦（総体・新人大会）のバスの手配」はバス配車担当が行う。
- (4) 練習試合や主催が中体連以外の大会でバス利用のときは、各部の顧問が申し込み、支払の責任を負う。
- (5) 部費の取り扱いは2月末までに領収書と残金を添えて会計担当教諭に決算書を提出する。
- (6) 顧問は、原則として練習開始の30分前には出勤し、生徒の下校を確かめてから退勤する。
- (7) 対外試合等で、移動手段として自転車を使用する時はヘルメットを着用させる。
- (8) 部活動の際には、荷物を活動場所に持っていくことを徹底させる。
(後片付けの時間を考えて、部ごとに活動の終了時刻をきちんと守る。)
- (9) 各部の裁量において、生徒の出欠表や活動記録などを活用し、部の活動状況を把握すると共に担任との連絡を密にする。
- (10) 部活動終了時、顧問が立ち会えなかった場合は、部長が部活動終了の旨を近くの教員に報告する。または職員室に報告する。
- (11) 柔道やバトミントン・新体操・スキー・スケートなど、東海中学校にない部についても中体連にある種目については引率を付ける。(学年対応：原則担任)
- (12) 鍵の使用は生徒にはさせない。
- (13) 体育館使用後清掃と戸締まりを徹底する。(各部の練習場所)
- (14) 用具の管理や壊れたものの廃棄は部ごとに責任を持って行う。
- (15) レクリエーション等で体育館や校庭を使用したい場合は、体育主任に連絡をする。
- (16) 体育館の器具庫の部屋は、各部の責任のもとにきれいに使う。
- (17) ペットボトルは原則禁止とし、水筒などを利用する。
- (18) 昼休みの体育館使用は、原則認めない。(行事や集会等、やむを得ず使用を余儀なくされた場合は除く。) その場合は必ず教師がつくこと。
- (19) 土日祭日や長期休業の部活動では、顧問が交通安全の指導を行い、裏門のチェーンの開閉を行う。なお、正門の扉の開閉も行う。
- (20) 長期休業中の平日については、部長は活動の開始と終了を報告し、活動確認簿に記入する。

◎ 部活動加入は、強制ではない

休日の部活動における生徒の服装・シューズについて

土曜・日曜・祝日・長期休業期間中の学校での部活動の練習については、それぞれの部活動で使うシューズ・部活動で統一しているウエアで練習・登下校できる。大会や練習試合等の時も、それに適したもので良い。

バックは原則ファーストバックまたはセカンドバックを使用する。その他のリュック等は派手でないものを顧問の許可があった場合のみ、使用できる。

平日の部活動において練習では、チームでそろえたウエアやシューズを使用できる。